

第3次静岡市行財政改革前期実施計画（抜粋）

1 策定目的

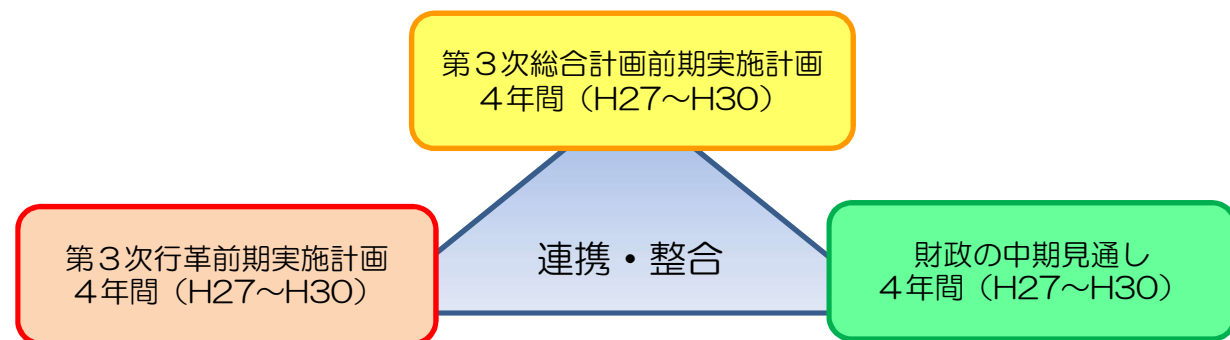
第3次静岡市行財政改革前期実施計画は、大綱に掲げる「豊かな地域社会を実現するための最適な行財政運営」の実現を図るため、3つの基本方針に基づく、具体的な取組内容と実施時期を示すものです。

今後は、実施計画に掲げた目標を達成するため、各取組を推進するとともに、進行管理を行っていきます。

2 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とし、8年間を目標期間とする大綱（H27～H34年度）の前期計画として実施してまいります。

また、第3次総合計画実施計画や予算編成状況等を踏まえ、適宜、内容の見直しを行ってまいります。



3 推進体制

(1) 全体のマネジメント

計画を着実に推進するため、市長を本部長とする体制を整備し、進捗管理を行うとともに、有識者や市民で構成する「静岡市行財政改革推進審議会」においても、その状況を報告し、外部意見を採り入れてまいります。

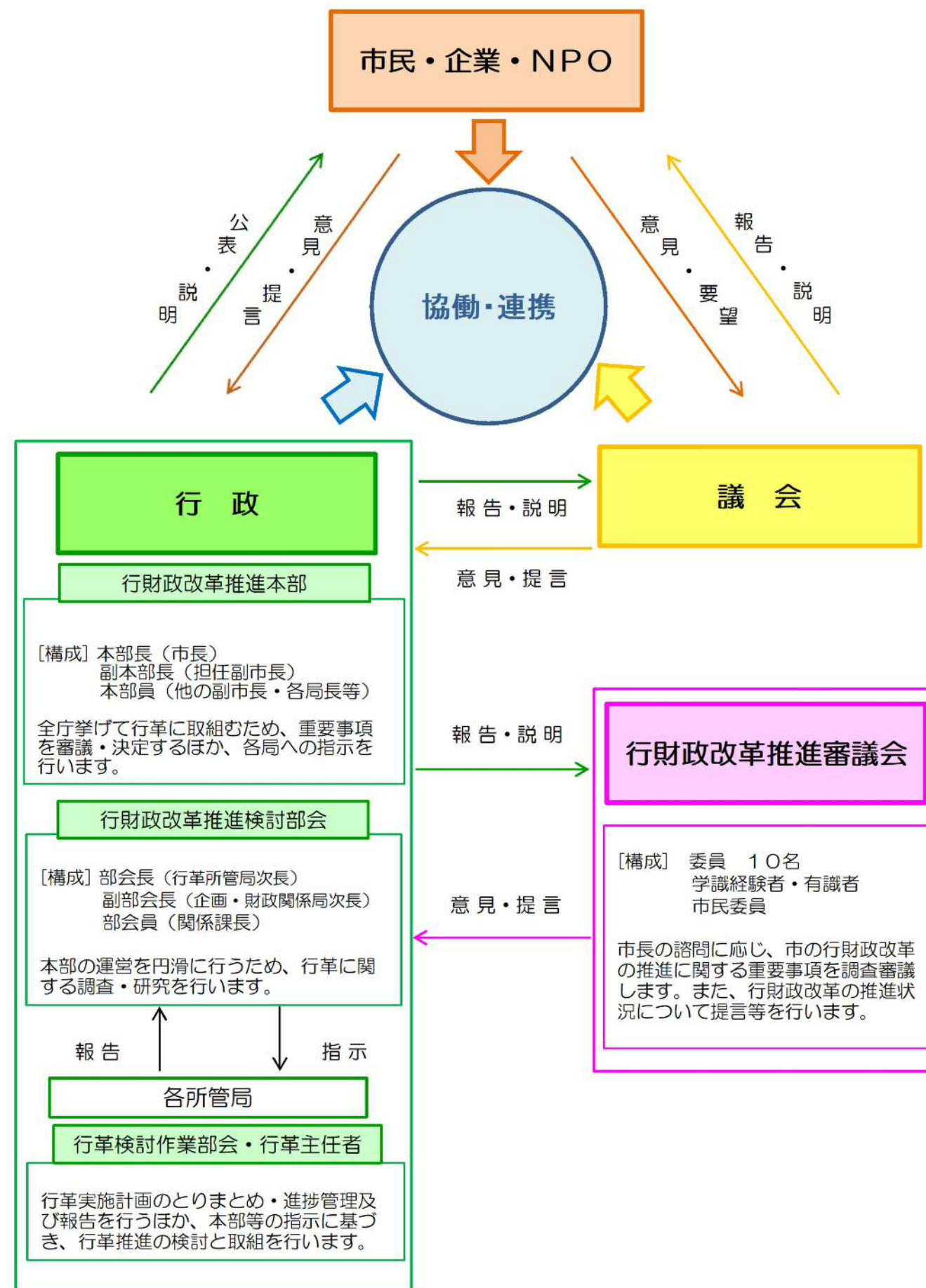
また、進捗状況については、ホームページや市政情報コーナーで公表してまいります。

(2) 各局・区等のマネジメント

各局・区等のマネジメントについては、人事評価制度や局長会議等を活用し、PDCAサイクルによるマネジメントを実施してまいります。人事評価制度においては、行財政改革への取組を各局部課係の組織目標や、各自の目標として設定することで、積極的に取組むとともに、その結果を人事評価結果につなげることで、職員のモチベーションの向上を図ります。

また、重要案件については、局長会議等を活用し、進捗状況や成果を報告するなど、全庁的な進行管理を行ってまいります。

(3) 推進体制の関係図



4 計画の体系（全体像）

第3次行革大綱(H27～H34年度:8年間)

前期実施計画(H27～H30年度:4年間)

基本理念

基本方針 (3)

改革の方向 (9)

施策 (30)

主な取組項目

第3次総合計画 (H27～H34年度:8年間)

各分野の政策・施策を推進するための2つの視点

市民自治

共に支え合う共生社会を実現するため、次の4つのステップを踏んで市民自治の意識を高めていきます。

[市民自治の4つの柱]

- (1) 知らせる
(2) やってみる
(3) 深める
(4) つながる

都市経営

豊かな地域社会を実現するため、次の4つの柱を中心に行政の基盤を強化していきます。

[都市経営の4つの柱]

- (1) 質の高い行財政運営
(2) 効果的なアセットマネジメント
(3) ICTの高度利用
(4) 多面的な広域行政

豊かな地域社会を実現するための最適な行財政運営

【協働・連携】

I 市民協働・官民連携の推進

市民協働・官民連携のもとでまちづくりを推進していくには、その概念を本市全体に浸透させ、市民をはじめ、本市に関わるすべての主体が理解することが重要です。

1 市民参加・協働の推進

2 官民連携の推進と民間活力の活用

3 開かれた市政の推進

【行政運営】

II 質の高い行政運営の推進

行政サービスの質的向上を図り、市民の期待に応え続けるため、優秀な人材の確保と育成、協力して目標に進む組織の実現、ICT（情報通信技術）の進歩に合わせた情報化の推進を図ります。

1 人材育成・活用の推進

2 効率的な組織体制の確立

3 ICTの高度利用による情報化の推進

【財政運営】

III 持続可能な財政運営の確立

将来にわたり安定した行政サービスを続けるためには、中長期的な視点のもとに、持続可能な財政運営を行うことが必要であり、特に喫緊の課題である公共施設の管理について、効率的・効果的なマネジメントに取り組めます。

1 健全な財政運営の推進

2 効果的なアセットマネジメントの推進

3 地方公営企業の経営改善

- (1) 市民参加と地域の人材育成
(2) 協働事業の推進
(3) 市民活動・地域活動の促進
(4) 男女共同参画の推進
(5) 権限移譲による地方自治の推進

- (1) 官民パートナーシップの推進
(2) 民間活力の活用
(3) 外郭団体との連携と経営の効率化

- (1) 積極的な情報発信
(2) 市政情報の共有化・透明性の確保
(3) 条例による政策の実現

- (1) 人材確保の推進
(2) 人材育成の推進
(3) 人事制度の運用・改善

- (1) 組織・機構の見直し
(2) 窓口サービスの向上
(3) 定員の適正化
(4) 職員給与の点検と改善

- (1) 情報化推進の総合的取組
(2) ICTの活用とシステムの最適化

- (1) 財政健全化の総合的取組
(2) 事務事業の見直し・統廃合
(3) 公共工事のコスト削減
(4) 自主財源の確保

- (1) アセットマネジメント基本方針の推進
(2) 公共建築物のアセットマネジメント
(3) インフラ資産のアセットマネジメント

- (1) 水道事業の経営改善
(2) 下水道事業の経営改善
(3) 市立病院の経営改善

- ・自治基本条例・市民参画推進条例・市民活動促進条例の浸透、未来を創る人材の養成 ほか
・協働事業提案制度の見直し、NPO・地域・大学等との協働事業の推進 ほか
・市民活動への参加の促進、地域防犯活動住民団体の立上げ・支援 ほか
・固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実 ほか
・地方分権改革への対応と権限移譲に係る執行体制の確立 ほか

- ・官民連携地域活性化事業の推進、地域等と連携したまちづくりの推進 ほか
・指定管理者制度の導入の推進、PPP・PFI事業の導入の推進 ほか
・外郭団体の経営計画の適正な実施と評価 ほか

- ・メディアミックス広報等による情報発信、新たな情報発信への取組 ほか
・情報公開・保有情報提供の推進、建設工事における総合評価一般競争入札の拡充 ほか
・政策条例の整備と条例のマネジメント ほか

- ・地方分権時代に即した人材の確保
・人材育成ビジョンの推進、消防職員の人材育成 ほか
・女性職員のキャリア形成支援と積極的な登用、人事評価制度の活用 ほか

- ・組織機構の最適化、区役所の体制整備 ほか
・葵、駿河、清水区役所の窓口サービスの向上 ほか
・職員適正配置計画に基づく最適な職員配置
・職員給与制度の継続的な点検と改善

- ・新情報化推進計画の推進、マイナンバー制度の活用
・オープンデータの推進、公衆無線LAN事業の推進 ほか

- ・フローとストックに留意した財政運営、財政の中期見通しの作成と公表 ほか
・見直し項目設定による予算の定期点検の実施・静岡型行政評価制度の活用 ほか
・公共事業の品質向上とコスト削減の充実
・市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進、未利用地等の売却の推進 ほか

- ・アセットマネジメント基本方針の推進（公共建築物・インフラ資産） ほか
・学校施設整備計画実施計画の策定、市営住宅整備計画の見直し ほか
・都市計画道路の見直し、道路施設（橋梁・トンネル等）の適切な維持管理 ほか

- ・収納率の向上と適正な債権管理の推進、包括民間委託の採用 ほか
・収納率の向上と適正な債権管理の推進、公共下水道への接続促進 ほか
・経営形態の見直し、病床機能の再編（清水病院） ほか